

社会福祉法人志布志市社会福祉協議会委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第33条の規程により設置し、定款第1条の事業目的を効率的に推進し、地域社会の福祉の増進を図ることを目的とする。

(委員会)

第2条 委員会は、次に掲げる各号とする。

- (1) ボランティアセンター運営委員会
- (2) 評議員選任・解任委員会
- (3) 地域福祉システムづくり推進委員会
- (4) 生活福祉資金調査委員会
- (5) 志布志市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会
- (6) 第三者委員会
- (7) その他本会に必要な委員会

2 各委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

(委員会の機能)

第3条 委員会は、それぞれの所管事項について調査研究を行い必要に応じて、本会会長に意見を具申するものとする。

(委員の委嘱)

第4条 委員会の委員は、本会役員、評議員及び当該事項について専門的学識経験を有する者のうちから、会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 委員に欠員を生じたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 前項の役員は、委員の互選により本会会長が委嘱する。

(委員長等の職務)

第7条 委員長は、委員会を招集し会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長の職務の執行を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(委任)

第9条 この規程に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年 1月 4日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(第1条の字句の修正、第2条の改正)